

過去(1964年～94年頃)に、 出血をともなう出産や手術を経験した方

止血剤として特定の製剤を使用したことで、 C型肝炎ウイルスに感染した可能性があります

出産や手術での大量出血などの際に、特定フィブリノゲン製剤や特定血液凝固第IX因子製剤を投与されたこと※により、C型肝炎ウイルスに感染した方(既に治療した方を含みます。)、又はその相続人に対し、症状に応じて以下の給付金を支給しています。

※ 心臓などの外科手術時に止血のために使われた「フィブリン糊(のり)」を含みます

1	慢性C型肝炎の 進行による肝硬変・ 肝がん・死亡	または 劇症肝炎 (遅発性肝不全を含む)に 罹患して死亡	4,000万円
2	慢性C型肝炎		2,000万円
3	無症候性キャリア(①②以外)		1,200万円

給付金の請求期限は **2028年1月17日**まで

フィブリノゲン製剤等や
給付金に関する
相談・お問い合わせ

0120-509-002

受付時間:9:30～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

詳しく知りたい方は
こちらのウェブサイトへ

C型肝炎 特別措置法

🔍 検索

